

## 「ポリ硫酸第二鉄液」仕様書

### 1. 品名

ポリ硫酸第二鉄液

### 2. 納入場所

下水道資源化工場（宇都宮市茂原町 768）

### 3. 予定購入数量

年間購入予定数量 96,000kg（1回当たりの購入量 約 6,000kg）

※見込数量であり、購入数量等を保証するものではない。

### 4. 使用目的

下水処理場で発生した脱水汚泥を焼却した灰（以下「焼却灰」という）に添加し、重金属類の溶出を抑制するものである。

### 5. 納入仕様

(1) ローリー渡し。

(2) 表-1 の規格を満たすものとする。

表-1 ポリ硫酸第二鉄液納入規格

項目	規格
外観	赤褐色の液体
比重(20℃)	1.45 以上
pH	2 以上
全鉄(T-Fe)	11.0%以上
第一鉄(Fe(II))	0.07%以下
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	24~29%
塩素イオン(Cl <sup>-</sup> )	0.05%以下
凍結性(℃)	-12℃±1℃

(3) 焼却灰(重金属類含有量は表-2 のとおり)にポリ硫酸第二鉄液を添加(添加率 6%)したもの(以下「ばいじん」という)は、表-3 のばいじん分析に基づき計量証明事業登録のある分析機関で分析を行い、表-4 の溶出基準値(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号))を満足しなければならない。なお、分析を行うばいじんは発注者が指定する。

表-2 焼却灰の重金属類含有量

項目	単位	含有量
総水銀	mg/kg	0.04~3.1
カドミウム	mg/kg	2.7~7.2
鉛	mg/kg	71~120
総クロム	mg/kg	97~580
砒素	mg/kg	21~100
セレン	mg/kg	0.5~16

表-3 ばいじん分析

分析項目	分析頻度	分析方法
砒素又はその化合物	年 4 回	「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示第 13 号)
セレン又はその化合物	年 4 回	

表-4 溶出基準値

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 5 号))

項目	単位	基準値
砒素又はその化合物	mg/L	0.3 以下
セレン又はその化合物	mg/L	0.3 以下

6. 納入期間

令和 6(2024)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日

7. 納入期限

受注者は、発注者から注文書を受領後、その日から起算して 5 日以内に品物を納入すること。

8. その他

- (1) 納入前に安全データシート (SDS) を提出すること。また、年度途中で内容を変更した場合は速やかに最新版を提出すること。
- (2) 貯留タンクに残留する前契約品と混合した時に、結晶の析出、凝固する恐れがある場合は、受注者にて貯留タンク及び配管の洗浄を行うこと。  
なお、これらに係る費用は受注者の負担とする。
- (3) 納入時には、毎回薬品成分表を提出すること。
- (4) 灰の性状変化等により表-3 の溶出基準値を超える場合は購入を中止することがある。
- (5) 納入場所までの運搬経路は、主要地方道宇都宮結城線-北関東自動車道の側道-下水道資源化工場 (納入場所) を結ぶルートとする (別紙搬入ルート参照)。

# < 搬入・搬出ルート >

下水道資源化工場

